年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで 社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間について照会したところ、 A社における資格喪失日が平成10年3月31日とされていると回答を 受けた。

しかし、私が所持している平成10年4月分の給与明細書で同年3月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、出勤の状況を記載した資料から同年3月31日まで勤務していたことが確認できることから、申立期間について、厚生年金保険の加入期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書、源泉徴収票、出勤状況が確認できる資料及び事業主の証言により、申立人がA社に平成10年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、事業主は、「給与は月末締切りの翌月10日払い。厚生年金保険料は翌月控除である。」、「申立人は、平成10年3月31日まで就労していた。また、その間、社会保険に加入していた。」と証言している。

さらに、申立人が所持している平成10年4月分の給与明細書を見ると、 同年3月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるほか、 申立人が所持している同年3月の出勤状況を記録した同社作成と推認される資料の同年3月31日の欄には出勤のゴム印が押印されている上、超過勤務の記載が確認できる。

加えて、当該事業所における雇用保険の加入記録を見ると、申立人の 当該事業所における離職日は、平成 10 年 3 月 31 日であることが確認で きる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している平成 10 年4月分の給与明細書の保険料控除額及び社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成10年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

青森国民年金 事案 424

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間: 昭和62年4月から平成3年3月まで

私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料については、毎年年末に 集金に訪れるA村役場の職員であるB氏に夫婦二人分の保険料を一年 分まとめて納付していた。

当時から夫婦で飲食店を経営しており、B氏は夕方5時過ぎに一人で店を訪れ、集金を済ますと軽く飲食して帰っていった。

納付した国民年金保険料額も夫婦二人分で12、13万円くらいだったと妻が記憶しているし、A村商工会に委託して青色申告をしていたので、間違いなく保険料は納付していたはずであるので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料について、A村役場職員のB氏に 夫婦二人分の保険料を毎年年末に一年分まとめて納付していたと主張し ていることから、B氏には計4回納付したことになるが、納付回数につ いての記憶が曖昧である上、納付したとする保険料額についても、夫婦 二人分で12、13万円くらいであったと申立人の妻は主張しているが、申 立期間の保険料額は17万7,600円から20万1,600円であり、その主張 とは相違している。

また、A村役場への照会結果によると、B氏が同役場において国民年金業務を担当していたのは、昭和58年6月から平成元年3月31日までであったことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録を見ると、申立期間の前年度である昭和 61 年度の国民年金保険料は、昭和 62 年 12 月 23 日付けで夫婦二人分が一括 で過年度納付された記録となっていることから、同年の年末には夫婦二人分の保険料を2か年分納付したことになるが、申立人にはその記憶は無く、申立人がB氏に保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

青森国民年金 事案 425

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成3年3月まで

私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料については、毎年年末に 集金に訪れるA村役場の職員であるB氏に夫婦二人分の保険料を一年 分まとめて納付していた。

当時から夫婦で飲食店を経営しており、B氏は夕方5時過ぎに一人で店を訪れ、集金を済ますと軽く飲食して帰っていった。

納付した国民年金保険料額も夫婦二人分で12、13万円くらいだったと記憶しているし、A村商工会に委託して青色申告をしていたので、間違いなく保険料は納付していたはずであるので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料について、A村役場職員のB氏に 夫婦二人分の保険料を毎年年末に一年分まとめて納付していたと主張し ていることから、B氏には計4回納付したことになるが、納付回数につ いての記憶が曖昧である上、納付したとする保険料額についても、夫婦 二人分で12、13万円くらいであったと主張しているが、申立期間の保険 料額は17万7,600円から20万1,600円であり、その主張とは相違して いる。

また、A村役場への照会結果によると、B氏が同役場において国民年金業務を担当していたのは、昭和58年6月から平成元年3月31日までであったことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録を見ると、申立期間の前年度である昭和 61 年度の国民年金保険料は、昭和 62 年 12 月 23 日付けで夫婦二人分が一括 で過年度納付された記録となっていることから、同年の年末には夫婦二人分の保険料を2か年分納付したことになるが、申立人にはその記憶は無い上、申立人がB氏に保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から同年11月まで

(日付不詳)

② 昭和48年3月10日から同年4月1日まで

船員手帳と船員保険の記録が相違しているところがあるので、次のと おり、確認をお願いします。

申立期間①(A丸)について、船員手帳に記載されていないが、B沖で、さけ・ます・さんま漁をしていた。いとこ2人(C氏、D氏)も乗船していた。

申立期間②(E丸)について、船員手帳の雇入れ日は昭和 48 年 3 月 10 日であるが、船員保険の資格取得日は同年 4 月 1 日と記録されているため、船員保険の同年 3 月分が欠落している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の船主、事務員、同僚の証言により、申立 人がA丸に乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、当時の船主及び事務員は、「昭和 34 年のA丸は、30 トン未満で船員保険の適用対象にならなかった。このため、船員保険の届出は行っておらず、船員保険料は控除していなかった。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人からは、申立てに係る事実を確認 できる証言を得ることができなかった。

さらに、社会保険庁の記録において、A丸が船員保険の適用事業所であったことが確認できない。

申立期間②については、申立人が所持している船員手帳及び当時の事業

主、同僚の証言により、申立人がE丸に継続して乗船していたことは推認 することができる。

しかしながら、当時の事業主は「当時の資料が無く、申立期間の船員保険については不明。」と回答しているものの、事業主から提出された乗組員名簿には「取得日付:4/1」との記載があり、「時期は分からないものの、出漁準備期間は船員保険の被保険者期間としていないが、雇入れ期間としたことはある。」と証言している。

また、同船におけるすべての乗組員に係る船員保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和48年4月1日であり、船舶所有者別被保険者名簿及び前述の乗組員名簿と一致している。

さらに、同僚は、「当該申立期間は船員保険料を天引きされていないと 思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年ころから34年ころにかけての連続した

1年間

私は、昭和30年ころから34年ころにかけての連続した1年間、A社(現在は、B社)C支店に勤務していたが、この間、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

同社では調査部に配属され、企業業績の調査及び資料収集等の仕事を していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことには納得 がいかない。

当時の上司及び同僚の名前を挙げるので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社C支店の、当時の上司及び同僚についての記憶から、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた当時の上司及び同僚は、「申立人についての記憶は無い。」としている上、前記の上司を通じて、申立期間当時の人事担当者及び同僚3人に確認したところでは、全員が「申立人についての記憶は無い。」としている。

また、B社は、「A社の社員データは昭和 30 年ころからあるが、申立人は、社員データ(退職者含む。)に登録が無く、当時の社会保険関係資料も現存しないため、申立期間の在籍の有無、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得・喪失の届出及び保険料控除等を行っていたかは不明である。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金 保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において資格を取得した被保険 者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理記号番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から同年9月まで

- ② 昭和37年4月及び同年5月
- ③ 昭和38年4月及び同年5月
- ④ 昭和38年6月から同年8月まで
- ⑤ 昭和39年4月及び同年5月
- ⑥ 昭和39年11月及び同年12月
- ⑦ 昭和40年1月から同年4月まで (日付不詳)

私は、昭和36年から41年まで、ほぼ毎年4月から12月まで同じ会社で働いていた。厚生年金保険に加入していない期間があるのは納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支社に昭和36年から41年までほぼ毎年4月から12月までの期間において勤務していたと主張しているものの、当該事業所の現在の事業主からは、「当時の関連資料が無く不明である。」との回答を得ている上、申立人が名前を挙げた当時の上司は他界しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、当時の複数の同僚は、「申立人が当該事業所に勤務していたことは 覚えているが、勤務期間までは分からない。」、「自分の勤務期間及び厚生年 金保険の加入期間については合っている。間違いない。」と証言している。 さらに、当時の事務担当者等3人の職員は、「採用の時期は原料の入荷状 況等により、不定期であった。採用時期はその人によって異なるが、厚生年金保険は、採用と同時に加入させていたと思う。」と証言しているほかに、申立人が名前を挙げた二人を含む 13 人の同僚は、「勤務期間と厚生年金保険の加入期間は同じだと思う。会社は厚生年金保険には、すぐに加入させていたと思う。」と証言している。

加えて、当該事業所が保管している申立人に係る昭和 40 年度の健康保険・厚生年金台帳の資格取得・喪失年月日は、社会保険庁のオンライン記録と一致している上、申立人と同日に被保険者資格を取得し、資格喪失日の記載がある9人についても、当該台帳と社会保険庁のオンライン記録は一致していることが確認できる。

なお、A社B支社において昭和36年1月16日から40年5月2日までに 厚生年金保険被保険者の資格を取得した延べ948人について、社会保険事 務所が管理する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び同被保険 者原票を確認したが、申立人の加入記録以外に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から46年8月1日まで 私は、申立期間にA市にあったスーパーに正社員として勤務していた。 Bストアー (C社D支店) かEストアー (F社G支店) のどちらかの名 称だったと思う。

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、加入期間となっていないとの回答を受けたが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及び同僚の証言から、申立人がC社D支店又はF社G支店に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、同僚からも、申立人の厚生年金保険の加入、保険料控除に関する証言は得られず、申立人の記憶も明確でなく、当時の事業主及び社会保険関係事務の担当者も既に他界しており、厚生年金保険の取扱い等について証言を得ることができない。

また、申立人の厚生年金保険の加入記録では、昭和 41 年 11 月から 42 年 8 月 1 日までの期間は、別会社において被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の記録を見ると、申立期間より短い期間で事業所名不明の記録は確認できるが、当該期間が申立てに係る事業所の記録であるかは特定できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。